2026 DISCLOSURE

第一アイペットの現状（資料編追補版）

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ベースのソルベンシー・マージン比率）

保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

（単位：百万円、％）

区分（単体ベース）		2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額（B）－（C）	(A)	―	15,032	―
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	―	16,011	―
算入制限のないTier1資本調達手段の額		―	4,619	―
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		―	―	―
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		―	11,392	―
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	―	979	―
Tier2適格資本の額（E）－（F）－（G）	(D)	―	811	―
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	―	811	―
Tier2資本調達手段の額		―	―	―
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		―	811	―
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	―	―	―
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	―	―	―
適格資本の額（A）+（D）	①	―	15,843	―
生命保険リスクの額	(a)	―	―	―
損害保険リスクの額	(b)	―	7,444	―
巨大災害リスクの額	(c)	―	―	―
市場リスクの額	(d)	―	237	―
信用リスクの額	(e)	―	559	―
オペレーショナル・リスクの額	(f)	―	1,200	―
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(g)	―	―	―
分散効果の額	(h)	―	571	―
所要資本の額（税効果考慮前）(a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)+(g)－(h)	(j)	―	8,870	―
所要資本の税効果の額	(k)	―	183	―
所要資本の額（税効果考慮後）（j）－（k）	②	―	8,686	―
ソルベンシー・マージン比率　①／②		―	182.3%	―

（注）「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びにソルベンシー・マージン比率告示の規定に基づいて算出された比率です。

ソルベンシー・マージン比率とは

○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。
この比率が100％以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。

○2026年３月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。
損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。
そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。
この比率が100％以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100％を下回った場合には、早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。

2026年３月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本

適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。
これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。
適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて２つの階層（Tier）に分類されます。
Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。
Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。
所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

単体ベースの比率、連結ベースの比率

ソルベンシー・マージン比率には、単体ベースの比率、連結ベースの比率があります。
単体ベースの比率とは、１つの保険会社の内部の資本・リスクだけを対象にして算出した比率のことです。
連結ベースの比率とは、親会社＋子会社等をまとめた「保険グループ全体」の資本とリスクを対象にして算出した比率のことです。
保険会社が子会社や関連会社を持つ場合は、グループ全体の健全性を確認する必要があるため、連結ベースの比率が用いられます。
なお、子会社株式に係る特例手法を適用して単体ベースのソルベンシー・マージン比率を算出し、その計算結果を連結ベースの計算結果とすることもできます。

ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（告示別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

要約（単体ベース）			
項　　目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額 (A)	―	15,843	―
所要資本の額 (B)	―	8,686	―
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	―	182.3%	―

適格資本の額の構成に関する事項

（告示別紙様式第二号）

（単位：百万円）

適格資本の額の構成			
項　　目		イ	ロ
		2024年度	2025年度
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）	(A)	—	15,032
Tier1適格資本に係る基礎項目の額	(B)	—	16,011
算入制限のないTier1資本調達手段の額		—	4,619
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		—	－
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		—	11,392
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		—	9,370
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額		—	3,300
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		—	△242
その他の拠出金等の額		—	—
経済価値ベースの調整額		—	△1,036
Tier1適格資本に係る調整項目の額	(C)	—	979
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		—	186
繰延税金資産の額		—	792
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額		—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額		—	—
自己のTier1資本調達手段への投資の額		—	—
不適格再保険資産の額		—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		—	—
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）	(D)	—	811
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	(E)	—	811
Tier2資本調達手段の額		—	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額		—	—
払込済みTier2資本調達手段の額		—	—
払込未済のTier2資本調達手段の額		—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		—	811
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		—	—
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額		—	—
Tier2バスケット（上限適用後）の額		—	811
Tier2適格資本に係る調整項目の額	(F)	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額		—	—
自己のTier2資本調達手段への投資の額		—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	(G)	—	—
適格資本の額（(A)＋(D)）		—	15,843

所要資本の額の構成に関する事項

（告示別紙様式第三号）

（単位：百万円）

所要資本の額の構成（単体ベース）			
項　　目		イ	ロ
		2024年度	2025年度
生命保険リスクの額	(A)	—	—
損害保険リスクの額	(B)	—	7,444
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		—	—
自動車保険類似の商品に係るリスクの額		—	—
財物保険類似の商品に係るリスクの額		—	—
その他保険に係るリスクの額		—	7,444
巨大災害リスクの額	(C)	—	—
巨大自然災害リスクの額		—	—
日本における地震に係るリスクの額		—	—
日本における風水災に係るリスクの額		—	—
日本における雪災に係るリスクの額		—	—
外国における巨大自然災害リスクの額		—	—
その他の額		—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額		—	—
マネジメント・アクションの効果の額		—	—
市場リスクの額	(D)	—	237
金利リスクの額		—	63
スプレッドリスクの額		—	57
株式リスクの額		—	11
不動産リスクの額		—	88
為替リスクの額		—	—
資産集中リスクの額		—	169
マネジメント・アクションの効果の額		—	—
信用リスクの額	(E)	—	559
オペレーショナル・リスクの額	(F)	—	1,200
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	(G)	—	—
分散効果の額	(H)	—	571
非保険事業に係る所要資本の額	(I)	—	—
所要資本の額（税効果考慮前）（(A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H)＋(I)）	(J)	—	8,870
所要資本の税効果の額	(K)	—	183
所要資本の額（税効果考慮後）（(J)－(K)）		—	8,686

（注）所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

経済価値ベースのバランスシートに関する事項（単体ベース）

（告示別紙様式第四号）

（2025年度）

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科　　目	イ	ロ	ハ	ニ
	財務会計ベースの額	組替えの額	評価替えの額	経済価値ベースの額（イ+ロ+ハ）
資産の部				
総資産	35,077	—	△2,434	32,643
現金及び預貯金	14,463	—	—	14,463
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	10,416	—	—	10,416
国債	6,971	—	—	6,971
地方債	—	—	—	—
社債	3,444	—	—	3,444
株式	—	—	—	—
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
貸付金	1	—	—	1
有形固定資産	689	—	—	689
土地	—	—	—	—
建物	210	—	—	210
リース資産	37	—	—	37
建設仮勘定	145	—	—	145
その他の有形固定資産	296	—	—	296
無形固定資産	186	—	—	186
ソフトウェア	186	—	—	186
のれん	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—
その他の無形固定資産	0	—	—	0
前払年金費用	—	—	—	—
繰延税金資産	3,227	—	△2,434	792
再評価に係る繰延税金資産	—	—		
貸倒引当金	△5	—	—	△5
投資損失引当金	—	—	—	—
その他資産	6,098	—	—	6,098
特別勘定等の資産	—	—	—	—
再保険回収額		—	—	—

経済価値ベースのバランスシート（単体ベース）				
科　　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ)
負債の部				
総負債	25,060	△7,030	△1,398	16,631
保険負債（保険契約準備金）合計	22,224	△6,998	△1,398	13,827
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債				—
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	15,226			13,635
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額				192
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	6,998	△6,998	—	—
非保険負債合計	2,835	△31	—	2,804
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	—	—	—	—
その他の準備金	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—
退職給付引当金	—	—	—	—
役員退職慰労引当金	—	—	—	—
その他の引当金	813	—	—	813
価格変動準備金	31	△31	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—
繰延税金負債	—	—	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—		—
未払法人税等	312	—	—	312
その他負債	1,678	—	—	1,678
純資産の部				
純資産	10,017	7,030	—	16,011
株主資本合計	10,259	7,030	—	17,290
資本金	4,619	−	—	4,619
新株式申込証拠金	—	—	—	—
再評価積立金	—	—	—	—
資本剰余金	3,300	—	—	3,300
利益剰余金	2,340	—	—	2,340
規制上の準備金		7,030	—	7,030
(−) 自己株式	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)	△242	—	—	△242
その他有価証券評価差額金	△242	—	—	△242
繰延ヘッジ損益	—	—	—	—
土地再評価差額金	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	—	—	—	—
株式引受権	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額				△1,036

注記

1. 根拠法令（2025年３月18日の公認会計士協会からの依頼に基づく注記）
経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の２第１項第５号ニの定めにより、令和７年金融庁告示第74号及び令和７年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針
（1）資産の評価方法
① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。
ア．資産の部に計上される金融商品等
金融商品等の額について、財務会計と同様に時価で評価しております。
イ．繰延税金資産
繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算し、繰延税金負債と相殺したうえで表示しております。
② 当社は、資産の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、以下についてプロポーショナリティ原則を適用しております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
・建物について、原則的な取扱いは時価評価であるものの、簡便的に貸借対照表計上額としております。
③ 当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮した項目はありません。
④ 当社は、資産の評価において適用している主要なエキスパート・ジャッジメントはありません。
（2）負債の評価方法
① 当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。
ア．経済価値ベースの保険負債
基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。
（ア）認識
当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。
（イ）将来キャッシュ・フローの見積り
ａ．契約の境界線
現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。
ｂ．将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提
損害保険契約における未経過責任に係る現在推計については、第一の簡便法にて算出し、当該簡便法に用いるコンバインドレシオ、新契約費率については直近の実績等によって設定しています。
損害保険契約における既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法における展開係数には直近の実績を反映しています。
損害率の前提は、直近の実績からトレンドを織り込んで設定しています。
事業費率の前提は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。
（ウ）割引率
割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率（スポットレート）は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	１年	３年	５年	10年
日本円	一般バケット	1.210%	1.576%	1.889%	2.490%

（エ）MOCE
MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。
イ．負債の部に計上される金融商品等
負債の部に計上される金融商品等はありません。
② 当社は、負債の評価において、計算結果に対する重要性等を踏まえ、以下についてプロポーショナリティ原則を適用しております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
・経費の見積りに際して、新契約費を代理店手数料のみとし、維持費を代理店手数料を除くその他の事業費全てとしております。
③ 当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮した項目はありません。

④ 当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、以下についてエキスパート・ジャッジメントを適用しております。

・損害率の算出におけるトレンド有無の判定及びトレンドの反映方法等について、エキスパート・ジャッジメントを適用しています。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りに関する事項

① 経済価値ベースの保険負債

ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額

13,827百万円

イ. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(ア) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記2. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

(イ) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記2. (2) 負債の評価方法に記載のとおりです。

a. 損害率、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

b. 割引率に関する前提

(2) 会計上の見積りの変更

本年度が初年度のため、該当事項はありません。

5. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目に計上すべき金額（保険業法第118条第１項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額）はありません。

6. 重要な後発事象

重要な後発事象はありません。

外国証券の種類別差異調整に関する事項

（告示別紙様式第五号）
（2025年度）

該当事項はありません。

保険負債の商品別差異調整に関する事項

（告示別紙様式第六号）

（2025年度）

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（単体ベース）						
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	15,226	—	△ 5,299	△44	3,753	13,635
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	15,226	—	△ 5,299	△44	3,753	13,635
未経過責任に係る保険負債	11,680	—	△ 6,695	—	3,753	8,738
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	11,680	—	△ 6,695	—	3,753	8,738
既経過責任に係る保険負債	3,545	—	1,396	△44	—	4,896
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	3,545	—	1,396	△44	—	4,896
再保険回収額	—	—	—	—	—	—
生命保険契約等	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	—	—	—	—	—
未経過責任に係る保険負債	—	—	—	—	—	—
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—
既経過責任に係る保険負債	—	—	—	—	—	—
財物保険類似	—	—	—	—	—	—
自動車保険類似	—	—	—	—	—	—
賠償責任保険類似	—	—	—	—	—	—
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	—	—	—	—	—

ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

（告示別紙様式第七号）

（2025年度）

（単位：百万円、%）

感応度分析（単体ベース）								
項　　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	182.3%	△1.0%	1.1%	—	—	—	△0.7%	—
適格資本の額	15,843	△54	56	—	—	—	△40	—
総資産	32,643	△71	73	—	—	—	△40	—
保険負債の額（MOCEを除く）	13,636	△16	17	—	—	—	—	—
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額	192	△0	0	—	—	—	—	—
非保険負債の額	2,804	—	—	—	—	—	—	—
純資産の額	16,012	△54	56	—	—	—	△40	—
所要資本の額	8,687	18	△18	—	—	—	13	—
生命保険リスクの額	—	—	—	—	—	—	—	—
市場リスクの額	237	△2	2	—	—	—	△8	—

ソルベンシー・マージン比率の計算（単体ベース）に用いられた前提及び手法に関する事項

（2025年度）

1. 子会社株式に係る特例手法の適用
該当事項はありません。

2. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法
（1）割引率
割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動的な金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。
調整後スプレッドは、全ての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率（スポットレート）は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	1年	3年	5年	10年
日本円	一般バケット	1.210%	1.576%	1.889%	2.490%

（2）保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法
損害率の前提は、直近の実績からトレンドを織り込んで設定しています。
事業費率の前提は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

（3）保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法
該当事項はありません。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法
（1）マネジメント・アクション
該当事項はありません。

（2）リスク削減手法
該当事項はありません。

（3）生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
該当事項はありません。

（4）損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用
該当事項はありません。

（5）内部モデル手法の適用
該当事項はありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法
該当事項はありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更
該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

（2025年度）

社内規程等において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。

検証責任者の選任に当たっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足るリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、取締役会等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても取締役会にて承認を得て、社内規程等に定めております。取締役会は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。